○農林水産省
経済産業省
国土交通省

告示第一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年四月六日

農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

2の第三十七号を次のように改める。

三十七　高効率ガスエンジンヒートポンプ（室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る。）

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力（kW）		
7.1超28未満	日本工業規格B8627（2015）又は日本工業規格B8627－1（2006）適合	
	日本工業規格B8627（2015）適合機種	1.04
	日本工業規格B8627－1（2006）適合機種	1.42
	適合外機種	1.15
28以上35未満	日本工業規格B8627（2015）適合機種	1.22
	日本工業規格B8627－1（2006）適合機種	1.67
	適合外機種	1.33
35以上67未満	日本工業規格B8627（2015）適合機種	1.36
	日本工業規格B8627－1（2006）適合機種	1.86
	適合外機種	1.33
67以上	日本工業規格B8627（2015）適合機種	1.36
	日本工業規格B8627－1（2006）適合機種	1.86
	適合外機種	1.23

（備考）「エネルギー消費効率」は、日本工業規格B8627（2015）適合機種（日本工業規格B8627に適合する製品をいう。）にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、日本工業規格B8627－1（2006）適合機種（平成27年10月20日に廃止された日本工業規格B8627－1（2006）に適合する製品をいう。）にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、これら以外の製品にあっては室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。

○国土交通省告示第六百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十八年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
揚源寺沢
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十一年建設省告示第七百九十四号で指定した同号五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第六百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川畑沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台
字平沢　六番一　一号から七号まで及び四十九号から五十六号まで
六番三　八号から四十八号まで

○国土交通省告示第六百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
道の入沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県芳賀郡茂木町大字山内
字戸屋上　四三四一番　一号から七号まで
二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
楊源寺沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県那須郡那須町大字芦野
字根古屋　二九〇〇番　一号
字館後　一〇二六番　二号から九号まで
一〇二七番一　十号及び十一号
一〇二七番二　十二号
一〇三八番一　十三号から十六号まで
一〇三九番一　十七号から二十三号まで
三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦場三号沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県塩谷郡塩谷町大字芦場新田
字町浦　七四番二　一号
三五四番　二号
三五五番　三号から五号まで
三七〇番　六号
三三五番　七号及び八号
三五二番一　九号及び十号
三五三番　十一号
七一番三　十二号

○国土交通省告示第六百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坂梨
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成四年建設省告示第四百三十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域、平成二十五年国土交通省告示第八百八十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成二十七年国土交通省告示第九百二十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）